

木造家屋 内部解体要領

平成27年 4月 2日

1 撤去するもの及びその順序

- ① 家具（検品→リユース可能か廃棄か決める）
※ リユースの場合は〇〇倉庫または〇〇ショップへ搬入（担当者へ聞く）
- ② 家電品（本来、家電品は家主処分が原則だが、状況により事務所に持ち帰り
法に従い処分→担当者〇〇）
- ③ エアコン（フロンガスの抜き取り及び証明書の発行→担当者〇〇）
- ④ 建具（フスマ、障子、扉など）
- ⑤ 欄間（価値あるものは活かし取り）
- ⑥ 壁・天井のボード類（仕上げ材により手間がかかるときは上司の指示を仰ぐ）
※ 混合の場合 → 管理型処分場
※ 分離した場合 → モルタル → □□処分場
→ 石膏ボード → △△処分場
- ⑦ 畳、カーペット（下地にコンパネが貼ってあればコンパネを活かし取り）
- ⑧ 屋根瓦、トタン、タキロン
- ⑨ 防水紙（ルーフィング）はがし → 風で飛ぶので丸めながらはがし、フレコン(大型土のう)へ入れる

2 撤去要領

- ① 可能な限り手選別により分け、埋め立て処分量（管理型処分、安定型処分）が少なくなるよう努める。
※ 特に、木くずの小片混じりのものは水洗い(比重差選別)にて処理をするので、フレコンに入れ△△処分場に搬入する
- ② 必要な道具類をそろえ、手作業の効率を最大限に引き上げる。（歩掛を守る）
- ③ 石膏ボードはフレコン(大型土のう)に入れ、他のものが入らないよう留意する。
- ④ ガラスはダンプの中で割るか、木製雨戸などを利用して容器を作り、その中で割り、安定型埋立によりまとめて処分する。
- ⑤ 分類がわからないときは、可燃物か不燃物かで分類する。
(例) カーテン、紙くず、ベニヤなど → 可燃物
雨どい、衣装ケース、植木鉢など → 不燃物
- ⑥ フレコンにガムテープを貼りマジックで中身を記載する
※ 記載種類 石膏ボード 安定混合(△△経由□□行) 木くず混合(△△) 管理型
↓ ↓
ガラス・廃プラ・コンクリ 木くず・安定混合